

令和4年度の賦課金額及び転用決済金は下記のとおりです

経常賦課金 年額 1,400 円 /10a

暫定事業賦課金 年額 6,000 円 /10a

これは経営体育成基盤整備事業※2の負担金に充てる賦課金です。パイプライン化した農地が対象となります。

賦課金については「経常賦課金」「暫定事業賦課金」それぞれ10,000円以下の額は第1期で一括徴収いたします。

※2 経営体育成基盤整備事業とは令和3年度に工事完了のパイプライン化事業のこと

農地転用決済金 105 円 /㎡

賦課金納入時期

第1期 令和4年 5月31日 (火)

第2期 令和4年11月30日 (水)

納付場所

伊勢農業協同組合 各店窓口

百五銀行 各店窓口

三十三銀行 各店窓口

便利な自動口座振替のご利用を！

詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。

小俣町土地改良区事務局

☎ 0596-22-5010

組合員の資格異動や売買・転用の場合は届け出が必要です！

下記の事由が生じた場合、土地改良区に届け出をお願いします。

『農地転用申請書一式』

- 農地を売買または交換したとき
- 農地を農用地外（宅地・山林等）に転用するとき
- 公共用地（道路等）に買収されたとき

『組合員資格得喪通知書・預金口座振替申込書』

- 組合員の死亡による名義変更、組合員の住所・電話番号や自動引落し口座が変わったとき

『雨水放流許可申請書』

- 宅地変更に伴い排水路への放流が必要なとき

『水路加工申請書』

- 車の乗り入れなど、水路の加工が必要なとき



パイプライン化された農地で、売買・相続などにて新たな持ち主になった場合は、パイプライン化事業による事業賦課金がかかりますので、必ず申し送りをお願いします。

※農地一時転用申請書一式・農地転用申請書一式・組合員資格得喪通知書・雨水放流許可申請書は、小俣町土地改良区にて申請書をお渡しいたします。または、ホームページからもダウンロードできます。

小俣町土地改良区ホームページ⇒ <https://obata-23.sakura.ne.jp/wp/>